

児童虐待から子どもを守ろう！

11月は児童虐待防止推進月間です。

見すこすな 幼い子どもの SOS

児童虐待は、子どもの心やからだに大きな傷を与える時に命にも関わる大きな影響を与える深刻な問題です。

地域に住むみなさんの気づきが、虐待から子どもを守り、子どもが健やかに成長できるための第一歩になります。

児童虐待とは

「そんなつもりはなかつた…」と思つても、子どもに有害であれば、「虐待」です。

児童虐待は、主に次の4種類に分けられています。

身体的虐待

なぐる、ける、首をしめる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

性的虐待

性的ないたずら、性的行為の強要など

養育の怠慢（ネグレクト）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病気でも病院に連れて行かない、自動車の中に放置する、同居人にによる虐待を放置するなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きよ

うだい間の差別的扱い、子ども前の前でのDVなど

もし、児童虐待に気づいたら「虐待ではなかつたらどうしよう」、「通報したことが周りに知られたらどうしよう」などと思わず、勇気を出して相談してください。あなたの一報が子どもと親を守るのです。

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは、次の相談機関へ相談ください。秘密は守られます。

○筑西児童相談所

☎ 0296(2)1614

※月曜日から金曜日
午前8時30分から
午後5時15分まで

但し、土・日曜日・祝日・夜

間等の児童相談所閉所時には「いばらき虐待ホットライン」に転送されます。

○いばらき虐待ホットライン
(24時間対応)
☎ 0293(2)0293

○お問い合わせ
健康福祉課

☎ (84)11111 (内線2822)
健康福祉課

父子家庭のみなさまへ
児童扶養手当の申請は
お済みですか？

ひとり親家庭の自立を支援するため、父子家庭の父にも児童扶養手当が8月分から支給されます。受給するためには申請が必要です。

【申請の方法】

児童扶養手当は、原則、申請を行つた月の翌月分から支給されますが、父子家庭の方が11月30日までに申請いただくと次の取扱いとなります。

○7月31日までに支給要件に該当している方

11月30日までに申請をすれば、8月分から支給されます。

○8月1日から11月30日までに支給要件に該当した方

11月30日までに申請をすれば、要件に該当した日の翌月分から支給されます。

○11月30日を過ぎると「申請日の翌月分」からの支給になりますので、早めに手続きをお願いします。

申請は健康福祉課で受け付けています。申請にあたつて必要な書類がご家庭の状況等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

○お問い合わせ
健康福祉課
☎ (84)11111 (内線2337)

シルバー・リハビリ体操に参加してみませんか？

4月から「シルバー体操教室」を行っています。一緒に体を動かし、みんなで楽しく、元気になります。

高齢化が急速に進行し、要介護状態の方が年々増加するなか、5年後には「団塊世代」も高齢者の仲間入りをします。年をとつてからも、健康でいきいきとした生活を送るために、一度に体を動かし、生活能力を維持していくことが大切です。

シルバー・リハビリ体操では、介護予防のための体操を行つて、寝て、床で、椅子に座って、立つてどんな姿勢でもでき、道具を使わずに、いつでも、どこでも、ひとりでもできる体操です。

シルバー・リハビリ体操をみんなに知つていただけます。

ために、県では体操を指導するボランティアの講習会を行つており、県全体では3,516名（平成22年8月現在）の方が、「シルバーリハビリ体操指導士」として活躍されています。町でも10名の方が体操を通して、みなさんの健康を応援しています。

地域包括支援センター

○お問い合わせ
地域包括支援センター
☎ (84)0006

シルバー体操教室

会場	期日	時間
ひばりの里	第1・3金曜日	午前10時～11時
中央公民館	第2・4木曜日	午後1時30分～3時



地域包括支援センターだより

【申請に必要なもの】
申請は健康福祉課で受け付けています。申請にあたつて必要な書類がご家庭の状況等によつて異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

【シルバー・リハビリ体操指導士のみなさんより】
「人間らしく生きるために」私達はお手伝いしています。

（シルバー・リハビリ体操指導士のみなさんより）

（シルバー・リハビリ体操指導士のみなさんより）